

### 栃木県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8（2026）年3月27日

栃木県監査委員 森 澤 隆  
同 岡 本 篤 典  
同 山 形 修 治  
同 高 山 和 典

#### 監査の結果の措置状況

（指摘事項）

監査対象機関名	監 査 年 月 日	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
真岡土木事務所	令和7（2025）年 11月18日	<p>真岡土木事務所が実施する一級河川百目鬼川河川改修事業に伴い、河川管理者（真岡土木事務所長）に対して、附帯工事に係る工作物（町道の橋梁）の管理者（益子町長）による河川占用許可申請2件及び道路管理者（真岡土木事務所長）による同許可申請1件が必要となるため、当該事業の原因者である真岡土木事務所が業務委託により許可申請書3件を一括して作成した。しかし、申請時期到来から1年以上経過しているにもかかわらず、附帯工事に係る工作物の管理者が申請すべき2件について当該管理者に成果品（許可申請書）を提供しておらず、道路管理者が申請すべき1件についても未申請となっており、河川法に基づく占用手続が行われていなかった。また、附帯工事に係る工作物1件については、完成後、当該工作物の管理者に対する引継ぎも行われていなかった。</p> <p>本件について、附帯工事に係る工作物の管理者に対する引継ぎ及び道路管理者としての申請を速やかに行うとともに、今後は、工事に伴う許可申請等の手続が確実に実施されるよう、所属において適切</p>	<p>本件は、関係部課内で申請手続の進捗状況が共有されていなかったことに起因するものです。</p> <p>附帯工事に係る工作物については、令和7年10月29日に管理者である益子町長に引継ぎを行うとともに、委託成果品の引継ぎを行いました。その後、令和7年10月31日付けで益子町長から工作物2件の河川占用許可申請書の提出を受け、11月10日で許可となりました。また、道路管理者として申請すべき河川占用許可申請については、令和7年10月31日付けで河川占用許可申請書を提出し、11月10日付けで許可となりました。</p> <p>今回の監査結果を受け、同様の河川占用許可申請書作成業務委託を行っている他の案件の状況を確認した結果、問題ないことを確認しました。</p> <p>再発防止策として「河川占用申請書等申請状況確認表」を新たに作成し、河川占用許可申請書作成業務委託を実施した際に、工作物引継ぎの必要性の有無や工作物の管理者に対する許可申請書の提出日、占用許可決定日をその都度記載することとし、関係部課内で申請手続等の進捗を共有していくとともに、半期ごとに最初の所内技術調整会議において、申請状況管理表に記載漏れが無いかなどを確認するこ</p>

		に進行管理を行われたい。	ととし、所内で進行管理が可能となる体制を維持していきます。
--	--	--------------	-------------------------------